

様式1-1 「食物アレルギーの対応について」

食物アレルギーの対応について

食物アレルギーの対応につきましては、下記の通りとさせていただきます。

- 1、医師により食物アレルギーと診断され、園において対応を希望される場合は、医療機関による「アレルギー対応申請書・主治医意見書」の提出が必要となります。

※「アレルギー対応申請書・主治医意見書」にかかる費用は保護者負担となります。

- 2、「アレルギー対応申請書・主治医意見書」による医療機関の指示をもとに、保護者・園・調理員とでアレルギーの確認等を行います。又、園より毎月配布される献立表からアレルギー食材を確認した後、園に提出下さい。提出頂いた献立表を再度園にて確認した上で、給食を提供させていただきます。尚、誤食防止の為、毎日の給食前に、確認された献立表の確認を行っております。

※食物アレルギーの対応をしておりますが、症状によっては対応不可能な場合があります。その際は、家庭よりお弁当を持参して頂きますことご了承下さい。

- 3、「アレルギー対応申請書・主治医意見書」の有効期間は原則1年間です。継続を希望される方は再提出下さい。尚、医療機関の診断に変更があった場合も再提出下さい。
- 4、アレルギー対応が不要になった場合は、医療機関の診断後、「アレルゲン除去の解除届」に検査結果の写しを添えて、園まで提出下さい。